



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 5 日 (火)
号外第 13 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(4) (循環型社会推進課) 3
- ◇ 病院局管 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
理規程 (2) (総務課) 5

==== 公布された規則のあらまし =====

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則改正の理由

事業者による産業廃棄物の不適正処理を防止するため、自社処分に係る処分量等の報告義務の対象を、許可を要しない処分場への埋立処分にまで拡大する。

2 規則の概要

- (1) 産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の埋立処分を行う事業者に対し、毎年6月末までに処分量等を記載した帳簿の写しを総合事務所長に提出するよう義務付ける。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告の徴収) 第16条 略</p> <p>2 法第12条第13項に規定する事業者であつて次に掲げるものは、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の<u>それぞれの事業場</u>における産業廃棄物の処理に関し、<u>当該産業廃棄物の種類ごとに、同項において準用する法第7条第15項に規定する帳簿の写し（埋立処分以外の処理を行った場合にあっては、様式第10号の3による報告書）</u>を総合事務所に提出するものとする。</p> <p>(1) <u>法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者</u></p> <p>(2) <u>産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の埋立処分を行う事業者</u></p> <p>3・4 略</p> <p>様式第1号の4（第2条、第2条の5関係）</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>一般廃棄物処理施設に係る許可(届出)事項について軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（<u>第9条の3第11項</u>において準用する）第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p>	<p>(報告の徴収) 第16条 略</p> <p>2 法第12条第8項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の<u>当該事業場</u>における産業廃棄物の処理（<u>当該事業場内に設置した法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設における処理に限る。</u>）に関し、<u>産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書</u>を総合事務所に提出するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>様式第1号の4（第2条、第2条の5関係）</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>一般廃棄物処理施設に係る許可(届出)事項について軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（<u>第9条の3第10項</u>において準用する）第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p>

届出者 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	届出者 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
略	略
注 略	注 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月5日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(長期入院診療料を徴収する入院) 第4条 条例別表第1の8に規定する企業管理規程で定める長期の入院は、平成18年厚生労働省告示第495号（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養）第2条第7号に規定する入院とする。	(長期入院診療料を徴収しない状態等にある者) 第4条 条例別表第1の8に規定する企業管理規程で定める状態等にある者は、平成18年厚生労働省告示第498号（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第9号に規定する者とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。